

# 淀川水系流域委員会 第25回委員会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員 塚本委員

日 時：平成15年9月30日(火) 15:00～17:45

場 所：大阪府立体育会 第2競技場

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは時間がまいりましたので、開始させていただきます。只今、委員の出席数が定足数に達していませんので、資料確認等から始めさせていただきます。

司会進行は庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず配付資料の確認をさせていただきます。

「発言にあたってのお願い」、この黄色い紙です。議事次第。資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」。資料2-1、A4の横のもので「委員会意見書の作成方針(案)」。資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)-河川整備の方針について-」。資料3「9月~10月の委員会、部会、運営会議の日程について」。

参考資料1「委員および一般からのご意見」。参考資料2、こちらは基礎原案が出されてから委員の方から頂いた意見をまとめたものです。こちらは整備内容シートへの意見も含んでおります。昨日の夕方4時現在までに頂いたものとじたものです。こちらが参考資料2です。参考資料3、こちらは住民参加部会からの要請によって提出しております資料で、住民参加部会の方で行われた社会的合意についての意見募集の結果の、各委員から寄せられた意見を並べたものです。こちらが参考資料3です。

あと、右肩に共通資料としまして、「淀川水系河川整備計画基礎原案:河川管理者からの提供資料」、こちらは前回の9月5日の委員会に出された基礎原案を今日も共通資料としてつけております。

資料は以上ですが、委員席及び河川管理者席に情報提供として幾つかチラシ等を置いております。まず、「琵琶湖や川について一緒に考えてみませんか!？」という琵琶湖河川事務所の基礎原案に関する説明会、意見交換会のチラシが1つ目です。また、水資源開発公団が10月1日に「独立行政法人水資源機構へ!」という1枚ものの水色のチラシを置いております。また、寺川委員からの提供資料で、「琵琶湖を守るためのレジャー利用基本計画(市民案)」を置いております。また、淀川河川事務所より対話集会、円卓会議ですね。「『河川敷保全と利用の方向性について』話そう!」という対話集会の1枚もののチラシ。そして、「よどがわ」、「うじがわ」、「きづがわ」、「かつらがわ」と書いてあるパンフレット。河川整備基礎原案、整備計画に関する内容をあらわしたパンフレットです。こちらは委員席の方、河川管理者席の方に置いております。

また、委員席のみになっておりますが、基礎原案に係る具体的な整備内容シートの変更箇所一覧表といたしまして、説明資料第2稿の整備内容シートとの対応ということで、どういう変更状況かということを庶務の方で比較してまとめました資料が置いております。こちらの意見を検討等の参考にして頂ければと思ひまして、委員席のみに配付しております。

今紹介しましたチラシ、パンフレット等につきましては、一般の方には受け付けの方に置いておりますので、ご希望の方はそちらでおとり下さい。

また、委員席、河川管理者席の方々には参考として机上に資料を置いております。お1人1冊置いてありますものとして、基礎原案の比較版の方、また淀川水系河川整備計画基

礎原案に係る具体的な整備内容シート、こちらは9月18日に各委員の手元に郵送しております資料です。一般の方々で希望される方は白黒のコピーになりますが、1人1冊に限って後日お送りすることは可能ですので、そちらを希望される方は受け付けにお申しつけ下さい。

また、1テーブルに1冊置いているものとしては、9月5日の委員会に提出された各部会のとりまとめ案、委員会及び各部会に文書で提出された説明資料第2稿に対する意見をとじた資料、提言冊子、住民参加に関する別冊の提言、河川管理者説明資料関係ファイル、過去の委員会で行われた現状説明資料のファイルをそれぞれお二方に1つ、1テーブルに1つということで置いております。

次に、前回委員会以降、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。時間の関係で全てを詳細にご紹介できませんが、後ほどの審議の参考として頂ければと思います。参考資料1をご覧ください。前回委員会の9月5日以降、一般の方より8件のご意見が寄せられております。こちら参考資料1の最初の表に並んでいますが、「舟運復活の美名で行う淀川大堰閘門の設置は淀川環境破壊の最大の要因を含んでいる事を知るべきである」と題する意見。あと、9月5日提出の淀川水系河川整備計画基礎原案に対するご意見。「農業用水の通年通水等の検討を」と題する意見。あと、「鶴殿の環境保全対策について」のご意見。淀川水系河川整備計画基礎原案の訂正のお願いというご意見。あと、丹生ダムと基礎原案についてというご意見。芦田委員長あての大戸川ダム建設事業の促進についてと題する意見書。大津放水路二期区間の継続実施に係る淀川水系河川整備計画への明記と、早期着手要求要望書及び9,450人の署名簿。こちらの署名簿はプライバシー、個人情報の関係上割愛させて頂いていますが、署名簿が届いております。このような意見が寄せられております。

委員の方の定足数がそろいましたので、これより淀川水系流域委員会第25回の委員会とさせていただきます。

次に、発言にあたってのお願いを申し上げます。本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には黄色い紙、「発言にあたってのお願い」をご一読下さい。なお、委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますのでご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後議事録を作成いたしますので、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前を頂いた上でご発言下さいますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂きますようご協力をお願いいたします。本日は18時に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思います。

芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

第25回淀川水系流域委員会にご出席頂きまして、ありがとうございます。流域委員会も

いよいよ大詰めになってまいりまして、国土交通省から河川整備計画に関する基礎原案が提出され、それに対する意見書を作成するために、作業部会の方でご苦労をかけて作業をしている最中です。今回は、意見書の素案の一部が出てまいりましたので、皆さまで議論して頂くという次第です。

それでは、議事次第に従いまして進めたいと思いますが、資料1について、庶務から説明をお願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1の説明]

芦田委員長

それでは、意見書の意見交換に入りたいと思います。

まず、この前回の運営会議で意見書をどういう構成でまとめるか、それからどういうスケジュールでやるか、さらにはもう1つ違うテーマですけども、流域委員会が意見書を提出した後にずっと継続していくと河川整備計画の基礎原案には書かれているわけですが、どういうその委員会の構成をどうするかということについて相談いたしまして、その結果を資料2-1にまとめてあるわけです。一応まとめたのですが、少し見直した方がよいのではないかという面がありますので、それを含めて庶務の方でこれから説明いたします。その後皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは資料2-1の方をご覧頂きたいと思います。

まず、委員会の意見書の作成方針です。1番目としまして、意見書の構成が1ページに書いております。意見書の全体としましては、3部構成ということです。「河川整備の方針について」、これは主として基礎原案の1章から4章に関わる部分の意見です。

2番目として「具体的な整備内容シートについて」述べるということで、こちらは5章、あるいは基礎原案に対する整備内容シートのそれぞれの項目についての意見を述べるということです。

それから、一番右の列に、「付属文書」という書き方をしていますが、こちらが部会の意見のとりまとめということです。運営会議ではテーマ別部会については「河川整備の方針」の方で述べているということで、主として地域別部会及び住民参加部会のとりまとめを添付するという形になっていますが、テーマ別部会についてもかなり議論されているというようなところもありますので、テーマ別部会についても部会のとりまとめを掲載することも考えられるということで、その辺りについても、構成も含めて議論して頂ければと思っております。

芦田委員長

ここでご意見をお伺いしたいと思います。運営会議で議論した時には、流域委員会とし

て議論するのは「河川整備の方針」と「具体的な整備内容シートについて」とあって、部会でとりまとめて頂く3部は、委員会として十分議論できないから別にした方がよいのではないかということです。部会としてとりまとめて頂く内容は豊富で、載せる必要もあるのですが、委員会とは別にしようということで、附属文書という格好にしたのです。しかし、附属文書ということでは何か軽い内容だというような感じがあるので、附属文書としてではなく、部と部は委員会報告、部を部会報告ということにしたらどうかという提案ですが、いかがでしょうか。部会報告につきましては、委員会としては十分議論はできませんけれども、委員会意見と部会報告とそう大きく矛盾するところはないだろうと思いますし、仮に矛盾するところがあっても、多様な意見があるということで、かえってよいのではないかという気がします。部会報告というのをもっと全面に出した方がよいと思いますので、そういうように考えているのですが、ご了承頂けるでしょうか。

今本委員

言葉だけの問題なのですが、部会報告というより、部会意見の方がよいのではないですか。

芦田委員長

そうですね。

それともう1つ、河川整備計画基礎原案についての意見書の他に、委員会として住民意見の反映方法について諮問されているわけです。それは住民参加部会で議論して頂いているわけですが、委員会報告として出した方がよいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

三田村委員

議論して委員会です承、承認を得る時間を頂けるかどうか心配です。今までの議論を簡単にまとめるという作業ができるかどうか自信がありませんので、その辺りの判断を運営会議、あるいはこの委員会でご判断頂きたいと思います。

芦田委員長

今まで報告頂いておりますし、提言にも出しておりますから十分ご了解頂いていると思いますが、その点、住民参加部会にある程度お任せしたらいかがでしょうか。そういうことでご了承を得られれば、住民参加部会からの意見ということではなくて、委員会の意見として出させて頂くということによろしいのではないのでしょうか。

三田村委員

少しお尋ねしたいのですが、住民意見の反映についてのとりまとめは、部の部会意見として出すということですか。

芦田委員長

部会意見ではありません。

三田村委員

部を地域別部会とテーマ別部会のとりまとめで構成するとおっしゃった中から住民参加を除いてという意味ですか。

芦田委員長

住民参加ももちろん入ります。

部は河川整備方針。それから 部は具体的な整備内容シート。 部は住民意見の反映方法について。それから、部会意見というのは 部ということになりますね。

三田村委員

部会意見と住民意見の反映方法の2つを出すというのは困難かもしれません。内容をそこまで分けられるかどうかという心配もあります。とりまとめはやっておりますので、それを提出するのはそれほど難しくないと思いますけども、新たに住民意見の反映方法について意見を取りまとめるのは少し時間が必要かもしれません。住民参加部会の委員の方々に判断を伺わなければならないと思います。

芦田委員長

あまり負担をかけないようにしたいと思いますけども、諮問されていることについての答えを委員会として出さないといけないと思いますので。

三田村委員

では、休憩時間に住民参加の委員の方々に集まって頂いて少しお話ししてみたいと思います。

芦田委員長

お願いします。

では、スケジュールに移りたいと思います。

川那部委員

その前に、私も運営会議の委員でありながら申し訳ないのですが、 部の具体的な整備内容シートについてというのは、実際には基礎原案の第5章の具体的な内容が整備内容シートということですので、整備内容シートについての意見ではなくて、第5章について意見を述べた方がよいと思います。従って、 部は主として具体的整備内容シートを含む基礎原案の第5章についての意見というような内容にして頂けたらと思います。

芦田委員長

そうですね。わかりました。整備内容シートではなくて基礎原案の第5章ですね。名前は検討させて頂きたいと思います。その他に意見はありますか。

それでは、スケジュールについて、庶務の方から説明願います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

資料2-1の2ページの方をご覧頂きたいと思います。委員会作成のスケジュール案です。住民意見の聴取反映についてはここでは書いていませんので、主として3つについてご説明をしたいと思います。

部の河川整備の方針についてです。全体の流れとしまして、10月15、16日に開かれます作業部会と17日に開かれます運営会議というものが1つの区切りになると考えて頂ければと思います。

河川整備の方針につきましては、本日の委員会にて素案を議論して頂く予定です。その議論の内容及び明日から10月13日にかけて意見書素案についての意見募集を予定しております。従いまして、委員の皆さまからは10月13日までに本日の資料2-2についての意見を出して頂くということになります。それらを踏まえて10月15、16日に作業部会で議論いたしまして運営会議に意見書の案を提出するという予定になっております。運営会議で議論をいたしまして、さらにその結果について作業部会で修正します。再度案について意見募集を10月17日から25日にかけて行うということです。その間、前半の9月30日から10月15日、あるいは後半の10月18日から10月25日にかけて、必要に応じて各部会で、あるいは部会検討会で議論をして頂くということになります。10月27日の作業部会で案を最終修正し、その案を10月29日の委員会で議論しまして、若干の修正は残るかもしれませんが、意見書の内容を確定するというような流れになっております。

また、部の整備内容シートを含む第5章についての意見も同様の流れですが、現在基礎原案の整備内容シートにつきましても、意見を募集いたしております。今日がその締め切りとなっておりますが、それらの意見をもとに地域別部会、あるいは地域別部会検討会で議論をして、できるだけ地域別部会の関連のシートにつきましては意見を集約して頂きたいと思います。それを作業部会に持ち寄って頂きまして、作業部会の方で案を作成します。それを10月17日の運営会議にかけて修正するとともに、17日から25日にかけて意見募集と同時に必要に応じて各部会で検討をして案を作成し、10月29日の委員会にかけて、ほぼ確定をするというような流れを考えております。

また部の部会とりまとめにつきましては、それぞれの部会で、それぞれの守備範囲の責任をもってとりまとめるということで、それぞれの部会に基本的にはお任せをするということで、9月30日から10月29日の約1カ月にわたってそれぞれの部会でとりまとめて頂くというようなスケジュールになっております。

以上です。

芦田委員長

大変ハードなスケジュールで非常に恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かご質問はありますでしょうか。

三田村委員

先ほど芦田委員長がご提案されました住民意見の反映方法についても、部会とりまとめのスケジュールと同じだと把握しておけばよろしいということですか。

芦田委員長

はい。

三田村委員

わかりました。

芦田委員長

それでは、今後の流域委員会のことですね。河川整備計画基礎原案では、流域委員会というのは河川整備計画を実行していく上で、そのチェックする機関として継続するとなっているわけです。それは結構なことですが、どのような格好でやっていくかということ、ある程度流域委員会として検討しておく必要があるのではないかと思います。今すぐにはできませんけども、スケジュール等、考え方だけでも今日ご了承頂ければありがたいと思ひまして、案を運営会議で検討したわけです。庶務の方、説明を願ひます。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは資料2-1の3ページの方をご覧頂きたいと思ひます。河川整備計画基礎原案では、31ページに「参考」に四角で囲んでありますような記述があります。

「5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置」、「河川整備計画については、随時進捗を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。淀川水系流域委員会は進捗の見直し点検にあたって意見を聴く機関として継続する」というような表現があります。

先日の運営会議では、今後の流域委員会について、本日素案として出されておりますような意見書の中で、どのように、どこまで具体的に記述するのがよいのかというような議論が行われました。その結果につきましては、現在作成中の意見書の中には、基礎原案の記述に対しては大筋は了解というような意見を記し、具体的なあり方につきましては現在作成中の意見書が確定した後に、大体1カ月くらいをめぐりに数名の委員でワーキングのようなものをつくって議論して、詳細を決めていくということで、その結果について委員全員に諮ってはどうかというような形で運営会議の結論となっています。これを本日の委員会にお諮りして、議論して頂くというようなことが決定されております。以上です。

芦田委員長

現在の流域委員会委員の任期はいつまででしたか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

一部委員の方、違っている部分がありますが、今年の2月から2年間です。従いまして、平成17年2月までとなっております。

芦田委員長

任期が切れる前にも変更してもよいわけですが、河川整備計画のうちの重要なダム計画については調査継続といって結論が出てないので、その結論が出るまで少なくとも現在の流域委員会のメンバーでそのままやっていきたいとは考えているのですが、そういうことでよろしいでしょうか。これからまた議論しなければいけないのですが、あまり長く引っ張っておくわけにはいかないので、できるだけ早く結論を出して頂くということにして、一段落した段階で次の流域委員会委員の構成等を諮っていくということでお考え頂きたいと思います。

今は意見書を作成するので忙しいわけですので、意見書を提出した後、今後の委員会の体制等の案を考えるということですが、全員で考えるのも大変ですから、数名のメンバーを選びまして考えて頂いて皆さまで諮るということにしたいと思います。決めるのは皆さまで決めるということですが、それでよろしいでしょうか。では、そういうことでご了承をお願いしたいと思います。

それでは、これから意見書の素案についてご議論頂きたいと思います。意見書につきましては、作業部会でやって頂いたわけですが、超人的なスケジュールで、非常にご苦勞頂いたわけで、皆さまに感謝いたします。

特にリーダーの今本委員には寝ていない状況の中でやってもらったらしいので、非常に恐縮に思っております。今本委員からまず資料2-2を説明頂いた上で、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

資料としては昨日配られたばかりなので、目を通して頂いているかどうか分かりませんが、よろしく申し上げます。

今本委員

資料2-2は作業部会の素案です。これから皆さまのご意見を伺い、修正していくつもりであります。まずタイトルですが、これは未確定であります。一応現在のところは「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書」としたいと思っております。

また、部、部、部と分けられると言いましたが、これは部に相当するもので、河川整備の方針についてというサブタイトルをつけたいと思っております。

目次につきましては、その次に書いていますように「はじめに」と「おわりに」がありまして、その間にこの河川整備計画の基礎原案の構成に応じまして、「計画策定・実施」から「住民参加」。実は基礎原案の方では「関連施設」までですが、「住民参加」を加えて1から9までの構成になっております。それでは内容について説明させていただきます。

まず、1 ページ目の「はじめに」であります。淀川水系流域委員会というのは、平成13年2月に設立されて以来、委員会、運営会議、地域別部会、テーマ別部会、作業部会、検討会、現地視察、住民意見の聴取試行会、合わせまして200回を超える会合を行っております。この場で河川整備のあり方につきまして、真剣かつ慎重な審議を重ねてきました。審議の結果は「中間とりまとめ」、「提言」として発表しております。

一方、近畿地方整備局は「提言」を受けまして、河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）と同（第2稿）を出しまして、今月、平成15年9月に「河川整備計画基礎原案」を発表いたしております。この意見書は、河川整備方針についての原案に対する流域委員会の意見を取りまとめようとしたものでありまして、具体的な整備内容への意見につきましては、次回の委員会で発表する予定であります。

続きまして2ページに移らせて頂きます。「計画策定・実施」のところですが、まず(1)として「対象範囲・対象期間」についてであります。「原案」では、「淀川流域委員会ならびに関係住民・自治体等から意見を聴き、それを尊重して今後20～30年間の河川整備に反映させる」としてあります。また、主として淀川水系の指定区間外区間（この言葉は少しわかりにくいのですが、いわゆる直轄区間あるいは大臣管理区間と言われているものですが）を対象にし、それに係わる指定区間（指定区間というのは他の都道府県なりが管理しているところですが、）流域、あるいは沿岸海域への影響も視野に入れるとしてあります。これについては、淀川水系全体を考慮した河川管理を目指すということが望まれます。

(2)の「情報の共有、住民との連携・協働、関係団体との連携」に移らせて頂きます。「原案」では、河川に関する情報を収集し、「これらを解りやすく表現して発信する」、「流域住民との意見交換を継続的に行う」としてあります。これは、従前の河川行政の姿勢から一歩踏み出したものとして高く評価できると考えております。また、今後の河川整備において、「原案」では合意形成に向けて日常的に信頼関係を構築していく、あるいはこの役割の1つを河川レンジャー（仮称）に期待しているということになっております。ただ、「原案」では、河川レンジャーの機能を十分果たせるような仕組みをもっと具体的に検討して頂きたいと考えております。

また、関係省庁とのいわゆる縦割り行政を打破するための具体策についても言及すべきであろうということでもあります。

特に従前に計画されていた事業の中断、あるいは変更に伴って特定の地域や住民に不利益が生じる場合、環境修復や地域振興等に積極的に取り組まなければならないと考えております。

(3)は「計画の実施」。ここには河川整備計画の実施にあたって、計画の点検・見直しを継続して行う必要があるということで、「原案」では、この流域委員会を継続させて意見を聞くということですが、その役割もできれば明確にして頂きたいと考えております。

次の2の「環境」に移らせて頂きます。

まず、「基本的な考え方」ですが、「原案」では、今後の河川整備として、「川が川をつくる」、それを手伝うのだという考え方を念頭に、「流域的視点に立って社会環境・自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う」と明

言しております。これは画期的でありまして、高く評価できると考えています。しかし、従来型の利水・治水事業の抜本的見直しへの躊躇も見られるのではないかと考えられます。特に自然環境・生態系機能の回復や水質環境の統合的管理に向けた多様な代替案の検討も大きな課題として残されていると考えております。

(2)の「自然生態系の保存、回復に向けた取り組み」では、自然生態系の保全・再生に向けた取り組みとして、「原案」に掲げられました内容を評価しております。しかし、「原案」が目標とする河川環境は、まだ抽象度の高い具体性を欠いた目標となっており、達成度を具体的に評価、あるいは関係機関との連携、こういったものを明確にする必要があるのではないかと考えております。

(3)「河川の総合管理に向けた河川環境の統合的管理システムの構築」ですが、流域の統合的管理に向けた多様な代替案の検討や取り組みには、多くの試行錯誤を伴われます。従いまして、特に「原案」にあります「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」ですが、これは出発点として非常に重要ではないかと考えています。広域的かつ統合的な管理機構、例えば欧州におけるリバー・オーソリティをモデルにしたような感じですが、こういった管理機構についての検討・実現が望まれます。

(4)の「さらに検討すべき主な事項」としましては、雨水の利用促進、あるいは反復利用、再利用といった検討、流域全体の水循環システムの調査と現状の把握、負荷物質の総量管理に向けた情報の共有と排出規制等に取り組む必要があると思われれます。

5 ページですが、特に琵琶湖では、湖岸道路による水陸移行帯の分断、内湖や水田との連続性の修復、生息地間の生物移動を保証することが重要だということで、順応的に対応する必要があると考えられます。

次の「治水」に移らせて頂きます。「基本的な考え方」、これは「提言」と共通しているわけですが、特に「原案」では、治水・防災についての基本的な考え方といたしまして、「洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する」、「狭窄部下流の安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る」としてあります。これは「提言」と同じ趣旨であります。治水においても自然環境を考慮した方策をとるという記述の追加が望まれます。

(2)に「破堤による被害の回避・軽減」ですが、「原案」では、「基本的な考え方」に示されました、基本的な考え方を実現する施策といたしまして、「破堤による被害の回避・軽減」と「狭窄部上流および琵琶湖沿岸等における浸水被害の軽減」を挙げています。この中で、特に「現在の堤防は必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえない」という事実を明確にしまして、それに対応しようという意味で、極めて適切な選択と考えられます。

また「原案」では、「破堤による被害の回避・軽減」するための具体策としまして、「自分で守る」、「みんなで守る」、「地域で守る」、「堤防強化対策を実施する」ということを挙げております。特に「自分で守る」という住民自身の治水・防災における責任を明らかにしたことは評価できると考えています。

3)の「街づくり」では、土地利用の規制・誘導にまで言及しておりまして、これは実現

が強く望まれます。「堤防強化対策」につきましては、これは土堤以外の新たな工法についても積極的に検討・採用するよう強く要望したいと思います。

(3)の「浸水被害の軽減・解消」です。「原案」では、狭窄部上流における対策として、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標として検討する」としてありますが、これは2つの問題があると考えます。

1つは「対象とする流量」であります。既往最大洪水、これは厳然たる事実としての説得力があります。一方、現在は確率洪水というのがよく用いられますが、確率洪水にはあいまいさが含まれるという欠点があるものの、論理性があります。従いまして、対象を狭窄部上流に限定する場合には、既往最大洪水を採用することに積極的に異を唱えるものではありません。ただ、この問題は非常に大きな問題としてさらに検討を要すると思われま

す。2つは、「目標の達成期間」であります。これまでの河川整備計画の欠点の1つ、これは達成のめどすら立てられないということにあったと思います。計画の立案に際しましては、「目標の達成期間」を考慮する必要があり、進捗状況を常に公表するとともに、遅れを生じた場合は理由を明示することが望まれます。

また、琵琶湖沿岸における浸水被害を軽減するために、洗堰の放流能力や宇治川の塔の島地区の流下能力増強の検討がされておりますが、さらに詳細な検討と、琵琶湖沿岸での水位と被害との関係、あるいは軽減対策についてもさらに検討する必要があるのではないかと考えられます。

また、狭窄部上流、琵琶湖沿岸のいずれにおきましても、「土地利用誘導等の実施が必要」と明示したことは評価されると思います。

「その他重要事項」として、「一連区間整備の完成等」、この部分は無堤部の問題ではありますが、「ごく一部の区間のみが未整備である箇所限定」としてあります。残された無堤部をどうするのか、これは土地利用誘導等の実施、これをあわせて実施して頂きたいと思

います。「土砂対策」、これは土砂移動の連続性を回復させることが重要であります。「高潮・津波」につきましては、特に陸閘の「操作の迅速化」を図ることも重要であります。いつ操作するかという「操作時期の適切化」、あるいは「地域防災組織の強化」も重要課題であります。

次に、4の「利水」に移ります。「提言」では「水需要が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する必要があるとしてあります。「原案」では、「水需要の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す」、「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」としてありまして、「水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する」と思われるものの、具体的な内容については不十分と言わざるを得ません。

(2)の「水需要の抑制」であります。利水に関する整備方針といたしまして、「原案」では「水需要の抑制」を最初に挙げてあります。また、「水需要の精査確認」、「水利権の見直しと用途間転用」、既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」を取り上げてありますが、

これらを積極的に推進することを要望したいと思います。

また、河川管理者が直接関与するものではないとはいえ、「節水」「再利用」といったことが「原案」では全く触れられておりません。これらについても、是非お考え願いたいと思います。

(3)は「渇水への対応」であります。「渇水への対応」として、「原案」では「取水調整の円滑化」と「渇水調整方法の見直しの提案」をするとされております。「取水調整の円滑化」の前提では、「近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下」という言葉が用いられておりますが、よく言われるように実力低下ということでもあります。これは新たな水資源開発の口実に用いられている例が多いということで、慎重な検討が必要であると思われま。す。利水調整の方法については、現在は「実績取水量に応じた取水制限」ですが、これを「安定供給努力に応じた取水制限」にする。つまり、どれだけの投資をしてきたか、いわゆる投資額に応じて決めようということは「弱者切捨て」につながるおそれがあると思われま。すので、慎重な検討が必要であります。

(4)は「水需要の予測」であります。これまでの水需要予測は、実績と乖離した過大なものであったということです。そのため、より精度の高い水需要を行うには、この乖離の原因を明確にすることが前提と思われま。す。しかし、水需要の予測については、「原案」では全く触れられておりません。より精度の高い水需要予測に向けた努力を関係者の全てに要望いたしたいと思います。

(5)は「利用」であります。「基本的な考え方」は「川を自然に返す」ということ、これは今後の河川管理の需要の課題の1つであります。「原案」でも、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするということで、提言を反映させているわけですが、「河川生態系と共生する利用」の推進に役立つものとして評価したいと思います。

次の「河川整備の方針等について」は、まず「水面利用」では、「水上オートバイやプレジャーボート等の秩序ある水面利用の適正化と、カヌーや手こぎボートの円滑な水面利用の実現」、これはいずれも妥当な方向性であります。水上オートバイやプレジャーボート等の利用に関して、現状から見ますと、法制度整備に取り組むことが必要ではないかと思われま。す。

「河川敷利用」につきましては、「本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする」と「原案」で述べております。これは「提言」の方向とよく一致しております。

また、河川保全利用委員会、これを河川ごとに設けて、今後の利用を検討しようということですが河川保全利用委員会での住民の意見聴取の方法も考えて頂きたいと思われま。す。

「迷惑行為」。これについては「計画的・継続的な啓発」、あるいは「日常的な啓発」を行うとしておりますが、啓発でいけるのだろうかという疑問もありますものの、成果を期待したいと思われま。す。

また、「舟運」については、川に親しみを持たせるといった点からの配慮して頂きたいと思われま。す。

「漁業」につきましては、「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として水産資源の保護につなげる」とありますが、生業として漁業が継続的に成り立つような配慮も必要があるのではないかと考えられます。

(6)の「維持管理」であります。まず、「河川管理施設の機能保持」であります。堤防につきましては、現在堤防の監視が主として担当者の目視によっております。人数も限られておりますので、水防団や河川レンジャー、さらには住民の協力を仰ぐことも必要であり、堤体内部の欠陥を検出する新たな機器の開発も重要と考えられます。

あと、「河川区域の管理」のところで、非常に新しく「テロ」という問題を取り上げておりますが、これは非常に難解な問題であります。施設や工作物の破壊の他に水質汚濁への配慮、こういったものも望まれます。

(7)はダムであります。流域委員会はダムの役割を十分認識しました。ダム建設を全面的に否定するものではありませんが、自然環境及び地域社会へ及ぼす影響が大きいこと、ダムは「原則として建設しない」と提言しました。一方、「原案」では、事業中のダムのいずれについても、「調査検討」を継続するとしているため、現時点で評価し、意見を述べることはできません。ただ、「調査検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」としたことは、一定の評価に値すると考えております。

ダムの代替案につきましては、「さらに詳細な検討を行う」としてありますが、既存計画の抜本的見直し、即ち計画を中止することを含む幅広い検討が必要と考えられます。

また、ダム建設を理由として、河川改修等の洪水対策がなおざりにされる等種々の問題があります。このため、速やかにダム事業の「調査検討」の結論を出すことが望まれます。

あと、「関連施設」としまして、「淀川河川公園の基本計画の見直しを行う」となっておりますが、これを「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」にも住民代表を参加させるよう希望いたします。

(9)は「住民参加」の問題であります。「原案」では、住民参加の趣旨を真摯に受け止めて、実質的な住民参加のあり方を目指して模索しながら真剣に努力しております。多めに評価できると思われれます。但し、形式的なものが多く、これらを実効あるものとするにはどうすればよいかといった検討がこれからも必要であろうと思われれます。

「おわりに」であります。淀川水系流域委員会は他の流域委員会と著しく性格を異にしていると思われれます。第1の特徴は、この河川整備計画の「作成の手順」であります。これは「整備のあり方・方針」、これをまず流域委員会に諮問しまして、その結果として出てきました「提言」を参考に「基礎原案」を作成しております。普通のやり方では、河川管理者が作成した「原案」について、数回程度の議論を経て、小修正にするにとどまっているのが多いわけですが、根本的に異なっております。

第2の特徴は、「委員の選考の手順」であります。これは流域委員会準備会議委員が自主的に自薦・他薦の公募を行いまして、委員候補を選考しました。近畿地方整備局は推薦されました委員の候補を全員に委員として委嘱しております。他の流域委員会では、実質上河川管理者の選考のみで委嘱しているのとは根本的に異なっております。

第3の特徴は、「委員数と委員会の回数の多さ」であります。委員は全員で50名を超えております。また回数もこれまでに200回以上を重ねてきております。こういう委員会は恐らく非常に珍しいと言ってもよいほどではないかと思っております。

ただ、こういう会ができましたことは、多くの方々に支えられたものだと考えています。河川管理者を初め一般傍聴者の皆さま、あるいは意見を寄せて頂いた皆さま、さらにはこの膨大な事務を担当されました庶務の方々、そういった方々の協力なくしてはできませんでした。我々は一生懸命にやってきたつもりですが、その評価は社会が下すものだと考えております。我々はその評価を受ける覚悟はできておりますので、どうぞ皆さま方は多いに我々を厳しく評価して下さいますようお願いしたいと思います。以上です。

芦田委員長

ここで15分くらい休憩しまして、ご意見をお伺いすることにします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、再開を16時25分とさせていただきます。住民参加部会の方々は、委員の控え室があります。ちょっと委員の控え室は遠くにありますので、非常口のところにお集まり頂ければ、庶務がご案内いたします。委員の他のの方々も、よろしければ委員控え室をお使い下さい。

それでは、再開が16時25分になりますので、よろしく願いいたします。

[休憩 16:10~16:30]

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、再開いたしたいと思っております。多少遅れて申し訳ありませんでした。芦田委員長、よろしく願いします。

芦田委員長

それでは素案につきまして、これからご意見をお伺いしたいと思うのですが、素案はあくまでも素案です。修正、あるいは追加等あれば、よろしく願いします。

本多委員

3点、お話しさせていただきます。

1点は基礎原案に対する意見書ですが、随所に河川管理者の取り組みについて評価されている部分があります。猪名川部会でのいろいろな議論を整備内容シートなり、基礎原案の方に取り入れて反映して下さった部分があると思っております。評価を随所に入れて頂いたところには共感を覚えています。

それから2つ目として、資料2-2の5ページなのですが、河川レンジャーの内容についてはさらに検討すべきということです。ここでは河川レンジャーの仕組みを通して、流域

住民に周知徹底する必要があると書いてありますが、河川レンジャーは、普及、啓発、学習といった役割以外にも、住民を参画させたり、また意見を聴取したりする時に、河川管理者と協働でやっていく、一緒に川づくりをしていくというような役割もあるのではないかと、その辺を少し意見として補強したらどうかと思います。それについては1行程の話ですので、文章を作成して送らせて頂きたいと思います。

3つ目ですが、基礎原案では住民参加の部分が以前から見ると随分増えてきたのではないかと思います。住民が参加する部分が随分増えてきても、どう住民が参加したり、意見を聴取したりできるかということには仕組みが要るのだらうと思います。その役割を果たすのが実はこの河川レンジャーではないのかと思います。住民が本当に参加できるように行政が窓口を開いていても、本当の意味で住民が参加したり、意見を述べたり、また合意をとったり、本当にそういうことが形式的なものでなくきちりできる役割を果たせる、そういう仕組みの部分が実は河川レンジャーの役割ではないのかと思っております。

そういう意味で今回、基礎原案にあるように、三栖閘門資料館等で河川レンジャーをまず試行してみるということですが、前回の委員会では、試行をやる前にきちりいろいろ決めておくべきことは考えておこう、やりながら検討する部分もつくっていこうというようなお話がありました。そういう意味では全ての河川で、河川レンジャーが動き出す状況ではないと思いますが、動き出す前に検討しておく部分については、特定の場所で試行するということではなく、猪名川でも琵琶湖でも検討していく作業を始めて頂きたいと思います。そのための検討会は河川ごとにつくって頂いて、河川ごとの検討会の意見も交流しながら、動く時にはいろいろな川で一斉に動けるように、そういう方向を少し強化して目指して頂けたらと思います。

芦田委員長

非常に適切な意見ですが、メールでも送って頂いて、参考にして頂いたらいかがでしょうか。

今本委員

作業部会としましてはどのような意見も受け付け、全てを参考にさせていただきます。作業部会でまた検討させて頂きたいと思います。また、作業部会はオープンでやっていますから時間のある限り参加して、直接意見を言って頂いても結構ですので、よろしくお願い致します。

芦田委員長

今おっしゃったのは適切な意見だと思うので、よろしくお願いします。

塚本委員

まずは基礎原案の1-1、流域の概要の6行目、その風土とともに近畿地方におけるという、風土を入れて頂きたいと思います。風土というのは千年の、要するに国滅びて、要す

るに括弧で囲った国という意味ではなくて、国土特性、流域特性としての、人間、生き物が暮らしてきた歴史の深さというのがあって、今は景観が30年から変わると言われていますけど、10年で変わります。風景も100年と言われているけれども、30年くらいで変わります。ですから流域再生であれば、是非この風土という言葉位置付けて頂きたいと、これはまた文面でも出させていただきます。

芦田委員長

今は、意見書の素案について意見交換をしているのですが。

塚本委員

ごめんなさい。これはもともになりますのでお話しさせていただきました。

次に意見書の方に入らせて頂きます。流域委員会は、もともと破堤による壊滅的な被害の軽減という、非常に大きな意味のあるところからスタートしたと思います。要するに、増水、洪水、それから浸水被害というのは、スケールとしては幅があるのだという物の見方をして取り扱おうということだったと思います。そうしますと、一番大切なことの1つは堤防強化ということが出ました。だけど、限界に来た時に水を逃がすということと一体になれば鬼に金棒で、非常に治水に対して意味を持ちます。そして、あとは越水の問題で、越水の時にどこに一時的に緊急に逃がすのかというテーマですね。これが可能になってきますと、ダムの問題等がもっと語れるようになります。

例えば、人口密度が非常に少ないところ、これは移転も含めて適切な情報と一時避難の確保によって対応できます。それから、速やかな排水と復元、復帰です。日頃の生活の連続性に対しての復帰ができるということと、適切な補償と適切な農業をやっていく場合の水の確保、農政との連携と支援ができます。それから、建物自身は床を高くするとか、交換、代替地支援ができます。補償の支援をする時には他の国にもあるのですけれども、国と自治体と都市の住民が行うとか、そういうことをやることによって、洪水の場合、水を限界で逃がすということを堤防強化と2つ組み合わせれば、治水に対するかなりの許容力ができて、それが環境に対して、あるいは自然を戻すということに対して可能になると、ここを検討して頂きたいのです。ダム問題をやっておられる河川管理者の方たちはそこをもっと検討して頂きたいと思います。

もう1つ、琵琶湖の水位ですけれども、これから水陸移行帯を回復していくということです。沿岸も含めて、もちろん河川もそうです。その時に水位の移動というのは、基準の移動も含めてかなり試行的にやりながら、どのように被害を軽減していけるのかということとの関係があります。そうしますと、例えば天ヶ瀬とか流量に対しての水位操作を根本的に変えることができるというところが、一番もとのところでもう一度河川管理者も委員も考えたいと思います。それは今回の整備内容シートへの意見で私は反映させておりますので、ご参考にして頂きたいと思います。この2つです。

それから、先ほど、風土というのは外れたのですけれども、もともとそういうものがなければ、最初の破堤による壊滅的な被害の軽減というような、治水の飛躍的な工法と考え

方が出てこないですし、今、私が申したような根本的なところを動かそうということも発想できないと思うので、少しルール違反ですけども、是非風土ということも考えて頂きたいと思います。以上です。

#### 小竹委員

先ほどおっしゃって頂いた流域センター、あるいは河川レンジャーについてです。ここに持ってまいりましたが、10月11日の土曜日に淀川フォーラム実行委員長として、国土交通省の了解を得まして淀川区役所の中に企画室を設けて、そこへあらゆる住民の代表の皆さまと計画して4時間、河川敷の開催をしながら、その中で皆さま方のご意見をいろいろな意味で国は知っておいて頂き、そして、できるところからスタートをするということで、まず私らは実行しますので、またいろいろご指導をよろしく願いたいと思います。

#### 川那部委員

作業部会の方、きっと徹夜も含めて大変だったと思います。

意見書素案で言葉遣いや気になるところ等は後で言うのですが、2つ、意見を言わせて頂きたいと思います。

1つは「(1)対象範囲・対象期間」というところでして、「……としており、これらは評価に値する」と6行目くらいにあります。これは「指定区間・流域、あるいは沿岸海域への影響も視野に入れる」というところを評価するとおっしゃっているのだと思います。

ただ、この書き方では提言の観点から考えると少し弱いと思います。提言では流域全体を対象にしてこういうものをつくと申し、そのことについて基礎原案ではかなりのところまで考えられたということは評価してもよいのですけれども、具体的な整備のほとんどは指定区間外区間のものなので、私はその点については評価が半分くらいしかできないと思います。ですから、ここにはそういったニュアンスを入れて頂く方が、従来の提言、あるいは流域委員会での議論と合うのではないかと思います。作業部会の方は大変なご努力でありますけれども、申し上げたいと思います。

もう1つは同じ2ページの下の方、「関係省庁、自治体との連携を積極的に展開し、事前に周回の調整を図る……」と書いてありますが、流域委員会が言い続けてきた内容は、国土交通省、あるいは近畿地方整備局がいわば主体的、主導的、積極的に他の省庁、あるいは自治体とやって欲しいということだったので、そういう観点から見た時にどうであるかという書き方をして頂いた方がよいだろうと思います。

#### 芦田委員長

私も川那部委員の意見に全く賛成です。対象区間については、河川法で大臣区間で決めるということになっておりますからやむを得ないところもあるのですが、意見書では、流域一体として同じ考えのもとに整合性を持った整備をする必要があるということを強調した方がよいのではないかなと思います。この前の運営会議でも申したのですけれども、その点、恐れ入りますけれども、「指定区間・流域、あるいは沿岸海域への影響も視野に入れ

ており」と、これを評価するというのはどうかと思います。

それから、関係団体、特に省庁を超えた連携を国土交通省が積極的、主体的にやっていくべきであるという考え方も全く同感ですので、その点もひとつ、是非強調して頂きたいと思います。これは国土交通省への注文です。

倉田委員

今、話題になったところですが、2ページの下から7行目、「縦割り行政を打破するための具体策」という表現は、とり方によっては過激な表現にとれますので、首をかしげたくなるのです。今のご説明によると、「この具体策について」という言い方が、あるいは「行政を打破するための」という言い方がどちらかにして頂いては…。誤解を招きそうなニュアンスを含んでいるように思いますので、少し表現を変えて頂きたいと思います。

松岡委員

10ページの漁業についてです。2行目、「結果として水産資源の保護につなげる」とありますが、前の文章から見ても、保護の状況では、例えば漁業が活発的にやっていける部分ではないと思います。ここをできたら、水産資源の保護ではなく再生産につなげると、踏み込んで書いて頂けたらよいかと思います。

今本委員

私が答えるのが適切かどうかわかりませんが、それぞれ分担執筆しております。まとめる側からいいますと、是非意見を文章で、ここの部分をこのようにして欲しいと、具体的に出して頂くようにお願いします。そうしましたら、必ず検討します。

芦田委員長

よろしくお願いします。

田中真澄委員

本当に作業部会でいろいろご苦労して頂いて、特に今本委員は睡眠不足でお疲れなのに明快な説明をして頂いたと思います。

先ほどから出ていましたように、直轄河川外の河川からの影響というのは、非常に大きいと思います。以前から私は主張していますが、地球に比べれば小さな島国、直轄、非直轄と区別して、考え方も違っては、川は良くなれないと思います。

それから、意見書の6ページ、これは今本委員にお聞きしたいと思います。「(3)浸水被害の軽減・解消」について、河川の特長、あるいは地域によっては最大高水流量を既往最大規模という流量計算にするのか、あるいは確率で取り上げていくのかについては、河川管理者側はもう確率洪水はやめていこう、方針としては既往最大洪水という形をとっていこうということにしていたと、私は理解していたのです。しかし、この意見書素案の意見は、河川の特長によってはメリット、デメリットの両方があるから使い分けしていくべき

だというように理解したらよいのでしょうか。

今本委員

意見書素案では、特に狭窄部上流について既往最大でいきたいという基礎原案に積極的に異は唱えないということを書いています。他の河川では、少なくとも現在の計画は確率洪水になっています。入ってくる支川も確率洪水になっています。日本の全国の川が確率洪水になっています。そういう中で、これから変えていこうというのであれば、それなりの慎重な検討が要るのではないだろうかと思われます。この問題は淀川水系流域委員会だけで審議するのはあまりにも重いというか、任務を超えた問題であると思えます。それなりの知識も必要です。ただ、意見書素案では、少なくとも基礎原案で出されたことに対してあえて異は唱えないということです。何も書かなければ、気がつかなかったのかと思われかねないので、あえて触れております。

芦田委員長

狭窄部上流の治水の問題は地域住民との対話を通じてやっていく必要があると思えます。その時には既往最大というのが1つの大きな目安にはなると思えます。ところが、猪名川では、恐らく既往最大を目標にした整備はすぐにはできないだろうと思われます。目標とするけれども、実際にどうするか、その情報を河川管理者の方から出しながら、地域住民の意見も聴きながら考えていって、その場合には、20年でここまで整備するといったように、話し合いのもとに既往最大を下げることもあり得るのではないかと思えます。その場合に原則として、とにかく下流へ影響を及ぼさないような治水をやるということはここで確認していますから、その範囲内でのしわ寄せが上流にいくわけですがけれども、その範囲で考えてもらおうと理解しているのです。

田中真澄委員

わかりました。

塚本委員

その場合、昭和38年の実績によって一応決めようということでしたけれども、実はその時に降雨の降り方、そこが問題なわけですね。ですから、今本委員が言われるように、確率も参考にして決めたらよいのではないかなと思えます。流域のバランスというのがあると思えますし、暮らしには同じようなサイクルとかいうのがあるので、そこはもともとの実態でやる場合の、実際の降雨の分布、降った強度、その辺をもともと調べて決めたらよいのではないかなと思えます。

山村委員

作業部会にも少し参加しましたが、今本委員の説明を聞いて改めて気がつくところが出てきましたので、申し上げたいと思えます。

河川整備計画基礎原案についての意見で、各箇所において目標についての記載があります。まず意見書素案の3ページの「2 環境」のところには、基礎原案では多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を目標とするということが述べられていて、4ページの上から3行目で、「しかし『原案』が目標とする河川環境は、「未だ抽象度の高い具体性を書いた目標となっている」と、目標を実現するための達成度を具体的に評価する指標を速やかに検討・作成すべきであると載っております。

5ページの治水では、目標については述べておられませんし、基礎原案でも目標は書かれていないわけです。ところが、6ページの下から6行目以下、これは浸水被害の軽減・解消についてのみでありますけれども、目標の達成期間を考慮すべきであるということが載っております。これは河川整備計画全体に通じる目標についての考え方なので、浸水被害の軽減・解消というところだけで述べるよりも、意見書の前段で述べた方がよいのではないかと思います。

利水のところでも目標については触れてはおりませんし、基礎原案でもそうです。9ページの利用についても目標については触れていないわけで、30年間の河川整備計画という観点からしますと、もう少し総合的な意味での目標についての意見と各項目別についての目標の意見が一応バランスをとれるように触れておいた方がよいのではなかろうかと思えます。

#### 芦田委員長

治水について目標をあえて決めていないのは、今までは規模、目標を決めてやっていたわけですが、それではまずいということで、少なくとも激甚的な災害を防ぐという目標を設定するというにしています。今おっしゃった目標を数値目標のようにするのは難しいのではないかと思います。

#### 山村委員

目標と指標というのと、この意見書でも使い分けているのです。今、芦田委員長が言われたのは、どちらかというと指標ではないかと思われるのですが、指標という言葉はこの意見書の中でも別に用いられておりますので、そこは区別した方がよいのではないかと思います。

#### 今本委員

山村委員の言われたことは、確かに、河川整備計画全体に共通するところがたくさんあると思います。例えば、ダムのところでは計画を見直す場合という記述が提言で出ていました。これは全体に関わるであろうということで、ダムのところを書くのではなく、部の方に書いた経緯があります。同じことが目標についても言えると思いますので、考えてみることにします。ありがとうございました。

#### 尾藤委員

今回、川や湖の問題が河川管理者の法律的な範囲内だけでおさまるものではないということの共通理解は委員会の当初からあったと思います。河川管理者が自分たちの権限からもう一步踏み出さなければ問題は解決しないのだというのが委員会の提言だったと思います。そのことについて、意見書の最初の方で、はっきりさせておく必要があるのではないかと思います。最初にそういうことをはっきり書いておけば、例えば資料2-2の8ページの「水需要の抑制」というところで、「河川管理者が直接関与するものではないとはいえ、『節水』『再利用』といった利用者の責務として行われる節水対策が『原案』では全く触れられていないのは遺憾とせざるを得ない」とありますが、この「遺憾」という意見書の記述がより鮮明になるのではないかという感じがするのです。

河川管理者が法的な権限がないものについて、どこまで踏み込めるか、どこまで書けるかという問題が最初からあり、そこを流域委員会としても、河川管理者がそれをやろうとすることをバックアップするような形で書ければ、よりよいのではないかと思います。

芦田委員長

よい意見ですが、作業部会の方で検討して頂きたいと思います。

塚本委員

おっしゃった通りだと思います。それと、都市化ですね。その水系というのであれば、全ての河川、重要河川も含めてという意見が出ましたね。ここで、確かに計画では、住民がこのくらい一緒に本気でやったらつながるといのがたくさんあります。そこまで出てきているのですね。ですから、そういう場合は、実行するのではなくて支援するとか、そういうふうに出ています。

今本委員の書かれた中では、例えば、4ページ、「さらに検討すべき主な事項」というところで、その下から3行目くらい、4、50年の結果、都市河川の準用河川自身がどのように変わったかというのを精査してという記述があります。それから、メニューも、市とか府ですと、お互いにお金を出してというのがありますが、その時にどれくらい住民と合意形成をしたのかというような評価をしながら決めていくということもあります。それから6ページの上から3行目、土地誘導とかと書いてありますね、望まれるという形で。この次に、都市河川の対応策を考えようとして書いておけば、これは可能であります。

先ほど今本委員のご説明の中では、だれが書かれたのか知りませんが、住民を参加させるという言葉を使っておられましたけども、実は、住民というものの本当の力というのは、お互いにつなぐ、殆どできないのです。法律を超えたところで、つなぐことによって合法性を得る、実現できるという、この力があるのですよ。ですから、住民参加のことをいろいろいっておられますけれども、実は参画が本当の意味で河川管理者とどういう信頼関係を持てるか、実現できるかということにかかっています。以上です。

荻野委員

資料2-2の4ページの(3)の統合的管理システムの構築ということを書いて頂いております。その段落の下から2行目のところに「統合的な管理機構について検討・実現が望まれる」と書いて頂いております。このことは、住民参加において一步踏み込んだ表現をして頂いていると理解しているのです。しかし、河川整備計画において地域住民の意見をどのように反映するかというメカニズムと、河川管理における住民参加のメカニズムを構築するという点について、記載が不十分であると思います。

後者につきましては、ここではリバー・オーソリティと書いて頂いていますし、もう少し別のところでは、いわゆる河川レンジャーという形で書いて頂いております。流域委員会で河川レンジャーとリバー・オーソリティとの関係はどうなっているのかということが議論になったことがあるかと思いますが、これは、住民参加部会で別冊という形でおまとめ頂けることになろうかと思いますが、是非、委員会としてそのメカニズムや理論についての具体的な提言を書かないといけないのではないかと思います。

#### 寺川委員

資料2-2の5ページの上から3行目に琵琶湖のことが書いてあります。先日、琵琶湖部会の有志で琵琶湖の漁業者から意見を聴くということで話し合いの場を持ちました。そこで、今の琵琶湖の漁業の実態というのを30名程の方に参加して頂いて、お話を伺いました。私も琵琶湖の現状については理解していたつもりだったのですが、予想以上に深刻な状態にあるということを感じて受け止めたわけです。詳しくは述べませんが、水質が非常に悪くなっている、琵琶湖の底にヘドロがたまって以前のようなきれいな底質ではない、下水処理を一定評価しているものの下水処理された水が流れてきているところでは魚に異常が出ている、代かき期のいわゆる農業排水による汚濁が深刻である等の様々な問題を聞きました。これは大変な状況にあると思います。漁業者から直接聴いて、改めて非常にショックを受けました。琵琶湖の漁業というのは激減しているわけです。漁獲量も減っておりますし、漁業人口も減ってきているということです。このままいきますと、琵琶湖の漁業がやっていけないという事態が近々来るだろうと感じました。

そういうことを考えますと、先ほど、省庁や自治体との連携の問題が出ましたが、直轄だけやっていると、琵琶湖の問題に触れていて触れないという部分があるわけです。

ところが、今さら私が言うまでもなく琵琶湖は非常に大事な湖で、もし漁業がなくなった時は、私は琵琶湖は死ぬのではないかと感じています。そういう意味では、滋賀県も非常にがんばっているいろいろな施策はなさっているのですけれども、琵琶湖の現状を見た時に、滋賀県だけでは回復できない、再生できないという状況に来ているのではないかと思います。淀川水系一体として考えた時に、「連携」だけでは弱いのではないかと思います。今後20年から30年先の淀川水系流域の河川整備計画を立てる時に、本当に単なる省庁間、あるいは自治体との関係を今までよりも強化していったらよいというようなレベルではなくて、まさに一体となって取り組みをしていく必要があるという意味で、意見書素案の記述では不十分だと思います。自治体や省庁間の連携について、もう少しきっちり押さえて書いておく必要があるという印象を受けております。よろしくお願ひしたいと思います。

芦田委員長

皆さまの意見は、もっともな意見だと思います。意見書に入れていかないといけないので、作業部会の方でも大変ですので、できれば、ここにこのように入れたらどうかという案を書いて、作業部会の方に送って頂くとありがたいのです。できるだけそういう形で送って頂くと作業部会の方では検討して頂くとしますので、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは、住民参加部会の方からいろいろな資料を出して頂いておりますが、参考資料3「合意形成(社会的合意)について - 委員からの意見 - 」について若干ご説明頂けるでしょうか。

三田村委員

前々回の委員会だったでしょうか、その時に申し上げました合意形成、特に社会的合意というのがダム問題で非常に大きな言葉として残っておりました。それで、住民参加部会の委員の方々の社会的合意に対する基本的な考え方を募集して、まとまった段階でお示しますということだったのですが、そのまとめが今日の参考資料3です。

内容を読んで頂きましたら、おおよそ見当がつくと思いますが、まさに合意形成は委員の間でも非常に難しいということがこの中にあらわれております。従いまして、社会的合意の基本的な考え方が、この程度にばらついていいるのだと河川管理者はお考え下さるのが適当かと思ひます。この委員のご意見の中央値と申しますか、その辺のところでご判断頂くのが妥当かと思ひます。

それから、先ほど芦田委員長が、ご提案下さいました住民意見の反映の意見書について休憩の間に少し議論いたしました。芦田委員長のご提案を受けることにいたしました。その意見書の中に、この参考資料3を残すことになるか、あるいはあくまで参考意見として提示して終えるのか、今は判断はつきませんが、また運営会議等でご意見を頂いて対応したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

芦田委員長

河川整備計画に対する意見書の中で、非常に重要なウエートを占めておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

三田村委員

時間的な制約もありますので、10月末の意見書提出時に完全なものを提出できるとは私は決して思っておりません。その段階でがんばった意見書というぐあいにお考え下さればお引き受けしたいということになりました。よろしくお願ひいたします。

芦田委員長

その他ありませんでしょうか。

今本委員、今までの議論を聞いて頂いて何かありますか。

今本委員

意見書の全てを私が書いていると思われる方もいるようですが、私が書いたのではありません。これは作業部会の成果です。私が担当したところもありますし、他の方が担当した部分もありますので、私が全てつくったわけではありません。

今日の委員会へ提出した意見書の素案は、私どもとしましては、十分に検討したものではありません。本来ならば、最後にできたものを作業部会のメンバーで回しもって読まないといけないのですが、時間がありませんでした。そのためにいろいろと表現の上でも適切ではない箇所があります。今日この委員会にどうしても出したかったのは、委員の皆さまのご意見を聞きたかったからです。皆さまのご意見にできるだけ忠実に応じたいと思っています。13日までにご意見をお寄せ頂ければ、15日から16日にかけて2日間にわたって作業部会をやる予定ですので、持ち帰ってきちんと読んで意見を言って頂ければありがたいと思います。

できれば、具体的にここをこう直した方がよいのではないかとということを文書で示して頂ければ一番ありがたいのですが、どこをどう直せと言にくい部分があると思います。そういう部分については、ここはこういうことではないかという意見を示して頂きたいと思います。そういう形でも結構ですから、お寄せ頂いたら、作業部会で検討させて頂きたいと思います。

検討した結果は、できるだけ早く皆さまにお配りして、またご意見をお伺いしたいと思っています。あと2回、修正を行う予定ですので、よろしくお願いします。

芦田委員長

それでは、今まで議論して頂いたことを確認したいと思います。

意見書の構成ですけれども、4部構成にしたいと思います。は「整備方針について」です。基礎原案の1章から4章まで、今日議論して頂いた内容が で、整備方針についてです。は「整備内容について」です。整備内容については、基礎原案5章を含んだ整備内容シートに対する意見です。は「計画策定における住民意見の反映について」にいたします。は「部会意見」です。部会意見としては、地域別部会及びテーマ別部会がありますが、これを としたいと思います。この4部構成で意見書を構成するということがよろしいでしょうか。

それからスケジュールですが、先ほども言いましたように、10月13日までに意見書素案へのご意見を提出頂きたいと思います。それから、10月29日の委員会で、 から の意見書を確定したいと思います。

今後の流域委員会については、意見書をとりまとめた後に検討するということがよろしいでしょうか。

それではそういうことにさせていただきます。

今本委員

少し追加しますと、意見書の については、各地域別部会で担当する部分については、できたら地域別部会でまずおまとめ頂きたいと思います。地域別部会が担当といっても、他の委員も当然意見を言う権利と義務があるわけですが、取り敢えず各地域別部会でとりまとめて頂いて、それを作業部会で全体を見ていきたいと思っていますので、是非よろしく願います。

芦田委員長

寺田部会長代理、何かありますでしょうか。

それでは、河川管理者の方で何かありますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

先ほど住民参加部会において、社会的合意について議論がありましたが、社会的合意を得ることと住民意見を反映することが、同じものなのか、違うものなのかというところについて、ご審議を頂ければと思っています。

我々河川管理者としては、河川整備計画については原案を示して学識経験者並びに住民意見の意見をお聴きし、しかもそれを反映する、並びに、市町村長や知事のご意見をお聴きして河川整備計画を策定するということが、社会的合意を経る 1 つのプロセスでありシステムだと考えております。従いまして、先ほどご議論がありましたように、社会的合意を得ることと、住民意見を反映することについて、我々としてどう考えたらよいか、ご審議頂ければと希望します。

三田村委員

予防線を張るわけではありませんが、全く一致していると思います、お考えのところは。ただ、社会的合意に答えが見出せないということをご理解頂きたいと思います。

山村委員

河川管理者のご質問なのですが、住民参加というのは、いろいろなタイプがあるということは、別冊提言の中でも述べています。分析すれば 5 種類程度の住民参加のタイプがあるわけです。それぞれ機能が違って来るわけなのです。ですから、その中の 1 つと社会的合意というのが一致する場合もあるかも知れないのですが、全部をひっくるめて、住民参加と社会的合意とは違うのではないかと思います。ですから、住民参加の種類ごとに、機能ごとに考えないと、住民参加一般という形では適切な判断はできないと考えておりますので、別冊提言を読んで頂いたらわかるのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

私があえて発言させて頂いたのは、社会的合意と住民意見の反映を仕分けて議論して、結論なり意見があるというところでどうなのかということをお話しさせて頂きました。私

先ほど申し上げたプロセスなりシステム以外に、河川管理者としての社会的合意についての考え方があるのか、それともないのか、我々にはよくわからないという疑問があったので、質問をさせて頂いています。その辺りについてはまた、住民参加部会でご議論されると思いますので、我々もその場に参加させて頂いて、意見を言わせて頂くことがあるかもしれません。よろしくお願いいたします。

芦田委員長

水資源公団の方から何かご発言はありますでしょうか。

河川管理者（水資源開発公団 関西支社長 古川）

水資源開発公団は、政府の特殊法人と整理合理化計画というものに従いまして、明日10月1日から独立行政法人水資源機構に移ります。

我々、水資源開発公団としては、従来ダムの建設や水資源の開発を主体としてやってきたのですが、新しい機構、水資源機構としては、安全で良質な水を安定して安くお届けするという企業理念をもとにして、現在持っている施設の管理、あるいは改築を主体とするような組織に移り変わります。なお、機構として、施設の新築も現在公団として既に着手している施設についてはこれを除きましては、新たに行う新築については、水資源なら水の供給量を増大させないものに限りという制限があります。新たな水資源の開発をするような施設については、今後新しい機構として、我々の仕事の範疇には入らないということです。なお、現在、関西支社でやっております丹生ダムや川上ダムにつきましては、調査検討項目もありますので、こういったものを河川整備計画に位置付けるというのが今後事業をする上で必要なものとなっております。

水資源をめぐる新たな状況に対応して、利水者、国民の皆さま方の信頼を得て、ご支援、ご協力を賜るよう我々は新たな組織に変わっていきますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。以上、簡単ですが、ご紹介でした。

芦田委員長

明日からですね。水資源機構ということで、そのように大きく水資源開発公団も変わるということです。

それでは、ここで一般傍聴者の方からご意見をお伺いしたいと思います。

傍聴者（佐川）

高槻市からまいりました佐川と申します。

本日の配付された参考資料 1、ここに私の意見を述べておりますけれども、近畿地方整備局で9月5日に作成された河川整備計画基礎原案の、例えば31ページに河川レンジャー、32ページに「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」であるとか、仮称の組織が述べられております。他にも数多くあります。しかるに、現在、淀川河川事務所で設置している淀川環境委員会が、河川整備計画でいかなる位

置付けになるのか。基礎原案では、淀川環境委員会は出てこないわけです。これが、河川法の16条に基づいて、流域委員会の意見書を受けて策定される河川整備計画にきちっと位置付けられないというのはいかがなものかと思しますので、是非ご検討頂きたいと思します。

傍聴者(赤津)

大阪弁護士会に所属しております赤津加奈美と申します。

意見書素案の6ページの、確率洪水の考え方に対する評価についてですが、「一般論としていえば、論理性、あるいは他河川との整合性から確率洪水に優位性があるといえる」と書いておられます。確率洪水の考え方に優位性があるというのが、流域委員会の合意になっているのかどうかという点について、私は必ずしもそうはなっていないのではないかと感じておりました。どうしてこういう書き方をされたのかなと思しました。

といいますのは、ダムの治水上の必要性というのは基本高水のとり方の問題で、突き詰めて言えば確率洪水の考え方になっていくわけなのですけれども、ダムの問題について論点になっている一方で、確率洪水の考え方については、優位性があると流域委員会はお考えになるのでしょうか。私の知る限り、基本高水と確率洪水の考え方について流域委員会できちんと、けんけんがくがくの長野県のような議論をされたという認識はないのです。そういう議論のないままにこのように書かれるというのが、流域委員会としての合意なのかどうか、その点が疑問です。もしこのように書かれるのであれば、それは合意として書かれるのでしょうか。

今本委員

この問題は、議論で決める問題ではないと考えています。といいますのは、ここで挙げているのは、確率洪水がどうのこうのといった問題を言っているわけではないのです。現在、確率洪水で問題になっているのは、例えば基本高水の考え方で問題になるのは、ここに書いています引き伸ばし率とカバー率です。そこにあいまいさがあると書いています。ですから、そういうあいまいさはあるものの、これまでの大きな歴史の流れといいますか、学問の進歩で言いますと、そういうことがあるということです。ただ、それが優位であるというのは、一般論ではという意味です。流域委員会で議論は確かにしていませんが、これはもし異論がある方がおられたら、それは作業部会に出して頂きたいですし、作業部会で検討させて頂きます。

この部分をダムの問題と関連させるのは、私は非常に不本意です。これは全く関係のないことで、流量というものをどのように考えていこうかといった場合に、こういう考え方もあるわけです。おっしゃる通り、確率洪水に批判のあることは重々承知しております。どちらがよいのか、流域委員会で結論を出すには、あまりにも重過ぎる問題であると考えています。

基礎原案で既往最大というものをとったのは、それをあえて避けたのだと思っています。必ず既往最大がよいのかと言われたら、そうとは言えない場合もあるということです。既

往最大といっても、我々がはかっているのは流量です。しかし、同じ雨が降っても、流域の開発状況が変わったら当然流量も変わってきます。そういう意味で、全てが流動的なものばかりなのです。住民感情からいいますと、一たん経験した既往最大の降雨という考え方には確かに説得力があります。そういう意味で説得力をとるか、あるいは考え方、論理性をとるのか、これはその時々で変わってくると思います。

そういう意味で、今回の基礎原案で既往最大をとられたということに対しては異を唱えませんでした。ただ、それが一番すばらしいかどうかという判断は、私どもの能力を超えております。

河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課長 澤野）

滋賀県の河港課長の澤野です。

7月12日の流域委員会で、知事の意見に対して相応の対応をお願いしたいということについて、前回9月5日の流域委員会の場で対応方針を決めて頂いて、それに従って、先般その対応というものが送られてきました。これは、「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」の冊子について、ただ送り状を添えて送りなおすことで対応することになったということです。

私としては、そのような形式論を求めているのではなかったのですが、流域委員会として知事も一般も同じ扱いをするというのは、法律論上は特別扱いをしなければならないことにはなっていないという中での整理だと思いますが、我々としても、もちろん国と同じではないですが、一定の扱いというものはあるのかなと思っていた中での、ある意味では希望も含めた話でした。そのような扱いということですので、県としても、これから、そのような整理をされたことを踏まえて対応していきたいと思っております。

傍聴者（澤村）

私、滋賀県大津市役所河川下水道部整備課に勤めております澤村と申します。

参考資料1の最終ページに、大津放水路の促進協議会から芦田委員長に整備促進のお願いの書類を出させて頂いていることにつきまして、意見を述べさせて頂きたいと考えております。

皆さまもご承知の通り、大津市の南部は人家密集地帯でありますとともに、大津市の中では交通の重要幹線であります名神高速道路、JRの東海道新幹線、国道1号線、東海道本線が通過しており、都市機能が集積しております。一たび大雨の時に被害が起きますと大変なことになるので、地域の住民の皆さまには、洪水氾濫の改修というのは長年の悲願でありました。国土交通省におかれましては、大津放水路の第1期工事区間として瀬田川から延長約2.4kmが現在進められておまして、平成16年に完成すると聞いております。関係する下流の皆さまとともに大変感謝をしているところです。

しかし、大津放水路の計画というのは全延長4.7kmという計画で、残り2.3kmが2期区間ということで何も明記されておられません。行政の立場としましては、整備時期が不明確なままでは、市の行政施策としてこの治水対策を進めていくことには大変不安を感じてお

ります。当然のことながら、事業を進めるためには地域の皆さまの要望や協力のもとに、国・県・市が連携を図りながら総合的な治水対策を推し進めていく必要があると考えるところではあります。

このような状況の中で整備時期が不明確なままでは大変困りますので、是非2期区間につきまして、残っております区間約2.3kmにつきまして、いつ工事に着手して、完成はどのようなのか明確にして頂きたく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

傍聴者（千代延）

吹田市の千代延と申します。

今日、基礎原案を読ませて頂き、また説明も受けました。それで3点ほどありまして、1つは本日の基礎原案に対する意見書素案というのは、1月に出されました委員会の提言と同じ視線で基礎原案を評価しておられまして、私としてはおおむね期待に沿うものとして喜んでおり、内心安堵しているところです。

それから2点目です。本日の議論は総論の部分でした。従いまして、各論である、基礎原案の第5章、それから具体的な整備内容シートについてもこれから意見書を出されるわけですが、今日出されました総論の部分と同じように、同じ視線できっちり評価をして頂きたいと希望いたします。

それから3番目に、特にダム問題ですけども、ダムについては基礎原案では調査検討となっております。今日の意見書素案ではよいものか悪いものか、評価ができないと、確かにそうだと思います。今後、流域委員会は引き続き任務を果たすということになっているようです。これから先のことですが、調査検討は難しい問題であるのはわかりませんが、できるだけ早めて頂くように近畿地方整備局の方へしっかりプッシュして頂きたいということをお願いいたします。当然、その検討結果についても、流域委員会の提言や意見書に十分沿ったものであるかどうか、最後までよく見守って頂きたいと思ひます。

以上ですが、意見書素案の「はじめに」というところと「おわりに」というところによく書いてありますが、淀川水系流域委員会は全国的に、私とすれば、先端を行っているすばらしいものだと思っております。従いまして、この結果、地盤沈下と言われている関西から河川行政の変革の火の手が上がるように、今までも十分がんばって頂いておられますが、さらにがんばって頂きたいということをお願いして終わりにします。

ありがとうございました。

芦田委員長

激励を頂き、どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、18時前ですが、これで委員会を終了したいと思ひます。

ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

委員の皆さま、現在、基礎原案に関する整備内容シートへのご意見募集、今日が締め切りですが、まだ募集をしておりますので、ご提出お願いいたします。

次回の委員会は、10月29日10時の開催となります。これにて、淀川水系流域委員会第25回委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。